

令和4年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和4年11月18日(木) 10:00~10:59
- 2 場 所 全国町村会館 2階第1会議室 (東京都)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、朝田教育総務課長、木幡生涯学習課長、松原支援員(13人)

4 町民出席者 8人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一時立入りのバス立入受付やコールセンター受付などの運用が変更されるため、町民の皆さまにその内容をご説明し、町政全般についてご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、住民説明会を県内外11カ所で行い、町民の皆さまから様々なご質問やご意見、ご要望をいただいた。これを踏まえ、町議会に説明し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について了解をいただいた。国・県と協議を経て、8月30日、午前零時に避難指示解除を行った。

現在の特定復興再生拠点区域の除染の進捗率は、令和4年9月現在で、94%となっており、現在では約40名が町内のご自宅やアパート、駅西地区に整備された災害公営住宅で生活をしている。

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年10月に先行の25戸が完成し、18戸への入居が開始された。全体で86戸中50戸の登録が決定している。

ロータリー南エリア47戸については、世界情勢の大幅な変化や新型コロナウイルス等の影響により、資材調達に時間を要し、入居時期を変更せざるを得ない厳しい状況となっており、約7カ月遅れの令和6年5月入居予定となる。

また、駅西地区には令和5年2月の開設を目標に、診療所を建設中である。

3) 役場仮設庁舎については、8月27日に町内のJR双葉駅東側に新庁舎が完成し、開庁式を行い、9月5日から約100名の職員が業務を行っている。これまでのいわき事務所は、いわき支所として約30名の職員が業務を行っている。避難先の町民の方が不便にならないよう取り組んでいる。

4) 復興まちづくり計画については、今年6月に復興まちづくり計画(第三次)を策定した。解除後の戦略や中長期的な取り組みなど、復興まちづくり並びに町政の方向性を具体的に示すものである。

5) 特定復興再生拠点区域外 帰還困難区域への帰還意向調査については、内閣府と共同で、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域に土地又は建物を所有している方及びその方と同居されていた親族の方を対象に、帰還意向調査を実施した。これまで対象世帯の約47%の世帯の皆さまから回答があり、引き続き回答を受付している。集計結果等については今後も町広報紙などでお知らせしていく。

6) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地については羽鳥地区をはじめ他4地区において、保全管理が行われているところであり、本年は、下羽鳥地区において、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を作業受委託組織等が一時的に耕作する「管理耕作」が行われ、ブロッコリーが植付されたところ。町では、令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業生産基盤の整備、多様な担い手の確保に取り組んでいく。

避難指示解除区域の農地除染については、除染の進捗率は令和4年9月末現在98%となっており、特定復興再生拠点区域外の農地についても引き続き除染を行うよう国に強く求めていく。

7) 除染廃棄物の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入状況については、県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、2015(平成27年)3月の輸送開始から今年9月末までに約1,331万m³が輸送されている。

また、中間貯蔵施設への搬入が進んだことにより、福島県内の仮置き場等については、1,372

カ所であったが、そのうち1,330カ所の搬出が完了した。

環境省では、県内に仮置きされている帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入を令和3年度末までに概ね完了させたところであるが、現在は、主に特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和5年3月31日までの無料措置の延長となっている

が、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等について

でも継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明(中野住民生活課長)

○特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等について

7 懇談概要

(羽鳥：男性)

下羽鳥・長塚地区の農地保全管理組合について、営農再開に向けて基盤整備を早急に

お願いしたい。地権者会を立ち上げて会合を開催したのに、実際の基盤整備に向けた進捗が良くないという状況では心苦しい。具体的な取り組みを説明願いたい。

(伊澤町長)

町としても基盤整備は保全管理とセットでやっていくべきものだと考えている。一方で基盤整備を進めるには、地権者の皆さんの同意が必要であるが、同意者が78%から増えないことがネックとなっている。町としても地権者の皆さんへのバックアップが必要であると認識しているため、地権者の皆さんの集まりがあれば、その場で町としての考えをお話させていただきたいと思う。ただ、同意というのは強制できるものではなく、根強く反対されている地権者の方もいるので、その方の説得次第などところはあると思う。町としては同意者が90%を超えないと動き始められないということになっている。ただそのままでは動かないので、県や東北農政局などと相談し、一気に全面をやるのが難しいのであれば、同意が得られた区域からの部分的な基盤整備であればなんとかできるのではないかというお話をさせていただいている。このまま基盤整備ができない状況では、担い手も代行業者も現れないため、町としてもなんとか達成できるように支援をしていきたい。

(三字：男性)

特定復興再生拠点区域が避難指示解除されたが、道路一本隔てたところでは依然として帰還困難区域となっており、全然状況が違う。2024年度に除染開始や双葉・大熊は先行除染などという話があるが、いつごろからどの地区から始まっていくのか。

(伊澤町長)

帰還困難の除染に関しては町としては、全域の除染ということで国には申し入れている。国の方針は2020年代をかけて帰還を望む住人の皆さんの希望に基づいて除染をしていくという方針で決定している。一方で大熊・双葉に関してはモデル除染という形で先行除染をやると、本格的な帰還困難区域の除染については2024年、モデル除染については2023年ということまで話を伺っている。

これは決定ではないが、私の考え方をお話させていただくと、まず今回の特定復興再生拠点区域、ここに入っているのが三字、新山、長塚、羽鳥。この地区で分断を起こしてしまっている地区。岡田さんのいる三字、羽鳥、そして長塚、この部分がどうしても同じ行政区でありながら、片や特定復興再生拠点、片や帰還困難区域。これは私ものどに骨が引っかけたようにおかしいなと感じていた。今後、国がどのように対応するかわからないが、まずはこの分断を解消する。これを町として一番に取り組んでいかなければならないと思っている。特定復興再生拠点で分断されてしまった地域の土地を今回のモデル除染で対象にできないか国と協議をしている。三字の皆さんをはじめとして、分断されてしまった行政区の方々にいち早く戻っていただけるよう取り組んでいく。

(三字：男性)

解体申請について、以前家屋調査した時には「全壊」と判断されたが、再度調査や罹災証明などは必要か

(中里戸籍税務課長)

全壊と罹災判定を受けているのであれば、それで手続き的には問題ないので、再調査等は不要である。

(鴻草：女性)

帰還困難区域に家があるが、なるべく修繕等していききたい。宿泊時の2,000円補助がなくなると聞いた。葛尾村のように無料で泊まれる施設があると良い。家屋の修繕にあたり、線量の計測をしてくれる業者はあるのか。個人としても計測したいので線量計を貸し出してもらいたい。掃除の際に掃除機を使いたいので発電機を貸し出してほしい。それと駅からの足(車)を貸し出してほしい。

(伊澤町長)

宿泊補助の2,000円については準備宿泊者向けのものであったためすでに終了した。一方で準備宿泊とは関係なく、一時帰宅した際の問題はあると思う。住民の皆さんにはご迷惑をかけていると思うので、町としてどういった対応ができるのか検討していきたい。

(中野住民生活課長)

室内の掃除について、鴻草地区は特別通過交通となっているが、帰還困難区域であるため除染は行っていない。線量計の計測については、先日内閣府の方で実施した帰還意向調査の方で帰還意向を把握して線量測定や除染を行っていくので、それを待っていたか、どうしてもということであれば環境省と調整するのでご相談いただきたい。

電源については、通電はまだできないので、こちらも待っていただくか、もしくはポータブル電源の貸し出しについて検討したいと思っている。

レンタカーについては、駅の横にあるカーシェアを使えるのでそちらを使っていたきたい。レンタカーで帰還困難区域に入る際には住民生活課に申請をしてほしい。

(建設課：松原支援員)

線量測定については、検討していきたい。

(鴻草：女性)

ハウスクリーニングは町でやってくれるのか、補助があるのか。

(中野住民生活課長)

帰還困難区域での補助制度は現時点ではない。内閣府の帰還意向調査のスキームを待っていただき、解除された後に業者に依頼していただき、その費用を補助申請していただくのが良いと考えている。

(鴻草：女性)

震災後の地震で家にひびが入った。帰還困難区域に業者が入れないと思うが、調査や見積もりなどはできるのか。

(中野住民生活課長)

業者も公益立ち入りで入れる。業者自身が入れるかどうかは業者の判断次第。業者だけで入る場合は委任状が必要となる。

(羽鳥：男性)

固定資産税について、家は解体して更地になっている。今後の固定資産税の扱いはどうなっていくのか（農地も含めて）

(中里戸籍税務課長)

固定資産は毎年1月1日の状況によって課税される。令和4年度は帰還困難区域であったので、全額免除となり、令和5年度は避難指示解除が解除されたが、免税措置などを条例制定する必要があり、町として判断する必要があり、現時点では未定である。農地を含め課税の状況が決まり次第、ホームページ等でお知らせしたい。

(伊澤町長)

補足だが、先行自治体では地方税法に基づき3年間2分の1免除を踏まえて減免措置を決定している。これらの措置を参考に議会の議決を経て双葉町でも決定していくものと思っている。

閉会（閉会時間 10 時 59 分）